

国 地 契 第 5 4 号
国 官 技 第 1 8 3 号
国 営 整 第 8 0 号
平成 1 8 年 9 月 2 8 日

各地方整備局総務部長
各地方整備局企画部長 あて
各地方整備局営繕部長

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部整備課長

建設コンサルタント業務等の発注予定情報の公表について（通知）

地方整備局の所掌する建設コンサルタント業務等について、入札・契約手続きのより一層の透明性・競争性を確保するため、「建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」（平成7年4月17日付け建設省厚契発第16号、建設省技調発第75号、建設省営建発第34号）の一部を次のように改正することとしたので通知する。

各地方整備局においては、これに基づき、発注予定情報の公表を適切に実施されたい。

記

記1の「当面、」を削り、「を対象とする。」の次に、「ただし、国の行為を秘密にする必要がある業務、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が250万円を超えないと見込まれる業務、及び「参加者の有無を確認する公募手続について」（平成18年9月28日付け国官会第935号。）の対象業務を除く。」を加える。

記1の「(4) 簡易公募型競争入札方式に付そうとする建設コンサルタント業務等」の次に、「(5) 標準プロポーザル方式に付そうとする建設コンサルタント業務等 (6)(2)及び(4)以外の指名競争入札に付そうとする建設コンサルタント業務等 (7) 随意契約によろうとする建設コンサルタント業務等」を加える。

記2(1)の「入札予定時期」の次に、「（随意契約によろうとする場合にあっては、契約の締結予定時期）」を加える。

記2(2)の「当面、」を削り、「年度予算が成立後速やかに（当該年度

分) 10月上旬」を「年度予算が成立後速やかに(当該年度分)
7月上旬 10月上旬 1月上旬」に改める。

附 則

- 1 本通達は、平成18年10月2日から施行する。
- 2 本通達の施行前に発注予定情報の公表を行った場合については、なお従前の例による。

○建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について
 (平成7年4月17日付け建設省厚契発第16号、建設省技調発第75号、建設省営建発第34号) (抄)

改 正 後	現 行
<p>地方整備局の所掌する建設コンサルタント業務等の一部について、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を確保するため、業務発注に先立ち、発注予定業務の情報を事前に公表する手続を下記のとおり定めたので、適切に実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象業務 次に掲げる建設コンサルタント業務等（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日建設省厚第50号）第3の測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）を対象とする。<u>ただし、国の行為を秘密にする必要がある業務、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が250万円を超えないと見込まれる業務、及び「参加者の有無を確認する公募手続について」（平成18年9月28日付け国官会第935号。）の対象業務を除く。</u></p> <p>(1) 公募型プロポーザル方式に付そうとする建設コンサルタント業務等 (2) 公募型競争入札方式に付そうとする建設コンサルタント業務等 (3) 簡易公募型プロポーザル方式に付そうとする建設コンサルタント業務等 (4) 簡易公募型競争入札方式に付そうとする建設コンサルタント業務等 <u>(5) 標準プロポーザル方式に付そうとする建設コンサルタント業務等</u> <u>(6) (2)及び(4)以外の指名競争入札に付そうとする建設コンサルタント業務等</u> <u>(7) 随意契約によろうとする建設コンサルタント業務等</u></p> <p>2 公表の方法 (1) 当該業務を契約する地方整備局又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）は、次に掲げる事項を含む発注予定情報を、「入札情報サービス（PPI）」を利用してインターネットにより公表するとともに、地方整備局の本局及び当該業務を担当する事務所において、掲示又は閲覧に供する方法（閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。）により公表するものとする。 (注) 「入札情報サービス（PPI）」とは、財団法人日本建設情報総合センターによって入札等に関する情報が提供されるサービスのこと。</p>	<p>地方整備局の所掌する建設コンサルタント業務等の一部について、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を確保するため、業務発注に先立ち、発注予定業務の情報を事前に公表する手続を下記のとおり定めたので、適切に実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象業務 当<u>面</u>、次に掲げる建設コンサルタント業務等（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日建設省厚第50号）第3の測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）を対象とする。</p> <p>(1) 公募型プロポーザル方式に付そうとする建設コンサルタント業務等 (2) 公募型競争入札方式に付そうとする建設コンサルタント業務等 (3) 簡易公募型プロポーザル方式に付そうとする建設コンサルタント業務等 (4) 簡易公募型競争入札方式に付そうとする建設コンサルタント業務等</p> <p>2 公表の方法 (1) 当該業務を契約する地方整備局又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）は、次に掲げる事項を含む発注予定情報を、「入札情報サービス（PPI）」を利用してインターネットにより公表するとともに、地方整備局の本局及び当該業務を担当する事務所において、掲示又は閲覧に供する方法（閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。）により公表するものとする。 (注) 「入札情報サービス（PPI）」とは、財団法人日本建設情報総合センターによって入札等に関する情報が提供されるサービスのこと。</p>

改 正 後	現 行
<p>①～④ 略</p> <p>⑤ 入札予定時期 <u>(随意契約によろうとする場合にあっては、契約の締結予定時期)</u></p> <p>⑥ 略</p> <p>(2) 次に掲げる時期に、その時点における予定情報を公表することとする。</p> <p>① 年度予算が成立後速やかに (当該年度分)</p> <p>② <u>7月上旬</u></p> <p>③ <u>10月上旬</u></p> <p>④ <u>1月上旬</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>①～④ 略</p> <p>⑤ 入札予定時期</p> <p>⑥ 略</p> <p>(2) <u>当面</u>、次に掲げる時期に、その時点における予定情報を公表することとする。</p> <p>① 年度予算が成立後速やかに (当該年度分)</p> <p>② <u>10月上旬 (①の情報に修正を加えたもの)</u></p> <p>3 (略)</p>